

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	生活応援クーポン券事業	①物価高騰が続く中で、町内で利用可能な、食料品の購入にも使うことができる1万円分のクーポン券を給付し、生活者を支援するとともに、町内消費活動の活性化を図り、同じく物価高騰の影響を受けている事業者の支援につなげる。 ②③ 印刷等委託料 2,371千円 ④町内住民	R8.1	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て応援給付金事業(物価高騰支援)【R6補正分】	①物価高騰が続く中で、18歳未満の子どもに対し給付金(1人あたり15千円)を支給し、子育てに要する日常的かつ恒常的な出費が大きいすべての子育て世帯を支援する。(No7、No10と同一事業) ②給付金及び事務費(需用費、役務費、委託料) ③給付金64,500千円(15千円×4,300人) 事務費2,649千円 (1)消耗品費10千円 (2)印刷製本費40千円(封筒3,000部×12円×1.1=39.6千円) (3)通信運搬費313千円(案内通知110円×340件=37.4千円、決定通知110円×2,500件=275千円) (4)口座振込等手数料834千円(振込手数料330円×2,500件=825千円、組戻手数料880円×10件=8.8千円) (5)委託料1,452千円(システム改修委託料) 計 67,149千円のうち54,000千円充当 ④町内の18歳未満の子ども 4300人(平成19年4月2日以降に生まれた者)	R7.5	R8.3
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療施設等物価高騰対策支援事業	①物価高騰が続く中で、経営負担が増大している町内の医療機関に対し、施設形態、病床数等に応じた給付金を支給し、経営負担の軽減を図る。 ②給付金及び事務費(役務費) ③給付金8,210千円 (1)病院2,830千円(〔360千円×3施設〕+〔2.5千円×700病床〕) (2)有床診療所360千円(180千円×2施設) (3)無床診療所2,070千円(90千円×23施設) (4)助産所50千円(50千円×1施設) (5)訪問看護ステーション50千円(50千円×1施設) (6)薬局750千円(50千円×15施設) (7)施術所1,500千円(50千円×30施設) (8)歯科技工所600千円(50千円×12施設) 事務費54千円 (1)通信運搬費20千円(案内通知、決定通知110円×87件×2=19.1千円) (2)口座振込等手数料34千円(振込手数料330円×87件=28.7千円、組戻手数料880円×5件=4.4千円) ④町内医療機関 87施設	R7.6	R8.3
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護施設等物価高騰対策支援事業	①物価高騰が続く中で、経営負担が増大している町内の介護施設及び障害福祉サービス事業所に対し給付金を支給し、経営負担の軽減を図る。 ②給付金及び事務費(役務費) ③給付金6,050千円 (1)施設系1,980千円(180千円×11施設) (2)居住系900千円(90千円×10施設) (3)通所系1,920千円(60千円×32施設) (4)訪問・相談系1,250千円(50千円×25施設) 事務費35千円 (1)通信運搬費18千円(案内通知、決定通知110円×78件×2=17.1千円) (2)口座振込等手数料17千円(振込手数料330円×36件=11.8千円、組戻手数料880円×5件=4.4千円) ④町内介護施設及び障害福祉サービス事業所 78施設(36法人)	R7.6	R8.3
5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育所等物価高騰対策支援事業	①物価高騰が続く中で、経営負担が増大している町内の私立保育所等に対し給付金(一律12万円)を支給し、経営負担の軽減を図る。 ②給付金及び事務費(役務費) ③給付金840千円(120千円×7園) 事務費3千円(口座振込手数料330円×7件=2,31千円) ④町内の私立保育所等 7園	R7.5	R8.3
6	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業者物価高騰対策継続支援事業	①物価高騰が続く中で、経営負担が増大している町内の農業者に対し、給付金を支給し、農業者による事業の継続を支援する。 ②給付金及び事務費(役務費) ③給付金15,710千円 (1)担い手5,120千円(80千円×64経営体) (2)販売農家7,450千円(25千円×298経営体) (3)畜産農家(肉牛)1,340千円(5千円×268頭) (4)畜産農家(酪農)1,800千円(5千円×360頭) 事務費182千円 (1)通信運搬費50千円(案内通知110円×74件=8.14千円、決定通知110円×372件=40.92千円) (2)口座振込等手数料132千円(振込手数料330円×372件=122.76千円、組戻手数料880円×10件=8.8千円) ④町内農業者 372経営体(担い手64経営体、販売農家298経営体、肉牛飼養農家4経営体、乳牛飼養農家6経営体)	R7.5	R8.3
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て応援給付金事業(物価高騰支援)【R7予備費分】	①物価高騰が続く中で、18歳未満の子どもに対し給付金(1人あたり15千円)を支給し、子育てに要する日常的かつ恒常的な出費が大きいすべての子育て世帯を支援する。(No2、No10と同一事業) ②給付金及び事務費(需用費、役務費、委託料) ③給付金64,500千円(15千円×4,300人) 事務費2,649千円 (1)消耗品費10千円 (2)印刷製本費40千円(封筒3,000部×12円×1.1=39.6千円) (3)通信運搬費313千円(案内通知110円×340件=37.4千円、決定通知110円×2,500件=275千円) (4)口座振込等手数料834千円(振込手数料330円×2,500件=825千円、組戻手数料880円×10件=8.8千円) (5)委託料1,452千円(システム改修委託料) 計 67,149千円のうち13,000千円充当 ④町内の18歳未満の子ども 4300人(平成19年4月2日以降に生まれた者)	R7.5	R8.3

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費負担軽減事業(物価高騰支援)【R7予備費分】	①物価高騰が続く中で、物価高騰分に留まらず小中学校の給食費を一部減免(R8.2~R8.3月分)することで、子育て世帯を支援する。(No9と同一事業) ②小中学校の給食費の減免に係る費用(脂材料費に交付金を充当) ③町立小学校4校の児童 8,045千円 (2月通常額徴収予定) 640人 × 5,600円=3,584千円 (2月第2子等半額徴収予定) 409人 × 2,800円=1,146千円 (3月清算額徴収予定) 1,054人 × 3,145円=3,315千円 町立中学校の生徒 4,408千円 (1・2年 2月通常額徴収予定) 209人 × 6,100円=1,275千円 (3年 2月通常額徴収予定) 114人 × 5,600円=639千円 (1・2年 2月第2子等半額徴収予定) 167人 × 3,050円=510千円 (3年 2月第2子等半額徴収予定) 64人 × 2,800円=180千円 (1・2年 3月清算額徴収予定) 380人 × 2,937円=1,117千円 (3年 3月清算額徴収予定) 180人 × 3,815円=687千円 ※教職員等を除く 計 12,453千円のうち2,333千円充当 ④小・中学校の児童・生徒の保護者	R8.2	R8.3
9	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費負担軽減事業(物価高騰支援)【R7補正分】	①物価高騰が続く中で、物価高騰分に留まらず小中学校の給食費を一部減免(R8.2~R8.3月分)することで、子育て世帯を支援する。(No8と同一事業) ②小中学校の給食費の減免に係る費用(脂材料費に交付金を充当) ③町立小学校4校の児童 8,045千円 (2月通常額徴収予定) 640人 × 5,600円=3,584千円 (2月第2子等半額徴収予定) 409人 × 2,800円=1,146千円 (3月清算額徴収予定) 1,054人 × 3,145円=3,315千円 町立中学校の生徒 4,408千円 (1・2年 2月通常額徴収予定) 209人 × 6,100円=1,275千円 (3年 2月通常額徴収予定) 114人 × 5,600円=639千円 (1・2年 2月第2子等半額徴収予定) 167人 × 3,050円=510千円 (3年 2月第2子等半額徴収予定) 64人 × 2,800円=180千円 (1・2年 3月清算額徴収予定) 380人 × 2,937円=1,117千円 (3年 3月清算額徴収予定) 180人 × 3,815円=687千円 ※教職員等を除く 計 12,453千円のうち10,120千円充当 ④小・中学校の児童・生徒の保護者	R8.2	R8.3
10	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て応援給付金事業(物価高騰支援)【R7補正分】	①物価高騰が続く中で、18歳未満の子どもに対し給付金(1人あたり15千円)を支給し、子育てに要する日常的かつ恒常的な出費が大きいすべての子育て世帯を支援する。(No2、No7と同一事業) ②給付金及び事務費(需用費、役務費、委託料) ③給付金64,500千円(15千円 × 4,300人) 事務費2,649千円 (1)消耗品費10千円 (2)印刷製本費40千円 (封筒3,000部 × 12円 × 1.1=39.6千円) (3)通信運搬費313千円 (案内通知110円 × 340件=37.4千円、決定通知110円 × 2,500件=275千円) (4)口座振込等手数料834千円 (振込手数料330円 × 2,500件=825千円、領戻手数料880円 × 10件=8.8千円) (5)委託料1,452千円 (システム改修委託料) 計 67,149千円のうち149千円充当 ④町内の18歳未満の子ども 4300人(平成19年4月2日以降に生まれた者)	R7.5	R8.3